

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役 員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	生年月日
	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
3	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日
	住 所
	(フリガナ)
4	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日
	住 所

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 7 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 11 月 6 日 午前 9 時 30 分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7 年 10 月 7 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	6,810,000 5,448,000		1,370,000	15,905	6,816
備考					



物 件 目 録

1 所 在 豊中市上新田二丁目
地 番 171番20
地 目 宅地
地 積 82.81平方メートル

共有者 A 持分2分の1

物 件 明 細 書

令和 7年 8月26日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

別紙土地見取図記載の駐車場部分の東側区画について、Cが駐車場として使用している。使用者Cの占有権原は買受人に対抗できない。

その余の部分については、所有者及び売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



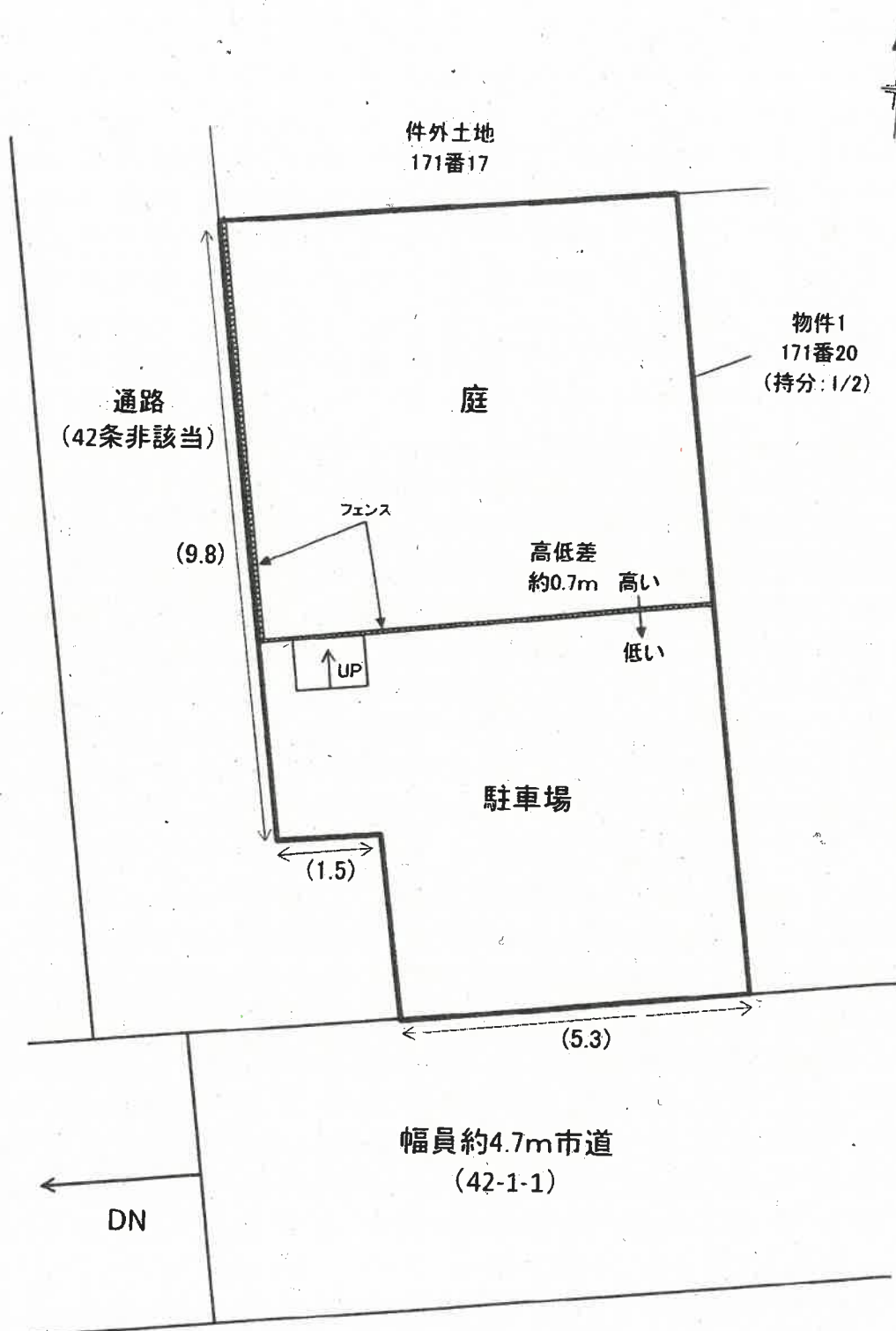
物 件 目 録

- 1 所 在 豊中市上新田二丁目
地 番 171番20
地 目 宅地
地 積 82.81平方メートル
共有者 A 持分2分の1



土地見取図

令和7年（又）第99号



※地積測量図等に基づく。
(単位: 約m)

令和7年(ヌ)第99号
令和7年6月30日受理
令和 年 月 日提出
7.7.25

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 豊中市上新田二丁目
地 番 1 7 1 番 2 0
地 目 宅地
地 積 8 2 . 8 1 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	豊中市上新田2丁目11-10 付近
土地	物件1
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地見取図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（A、B） ☒ その他の者（C） ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 駐車場のうち東側区画	
占有者		☐ 債務者 ☒ C	
占有状況		☐ 敷地 ☒ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ 債務者A ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成28年ころ	
最初の契約等	契約日	平成28年ころ	
契約等	期間	平成28年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成28年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金9,000円 ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

目的土地の現況について

- 1 目的土地は、北側が件外建物（家屋番号１７１番２２）の庭、南側が駐車場（２区画）としてそれぞれ使用されており、前記件外建物を囲むブロック塀で区画されている。
- 2 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地見取図のとおりであり、概ね公簿面積に一致するものと思われる。また、目的土地内で高低差があり、北側部分（庭）が南側部分（駐車場）より０．７メートル程度高くなっている。
- 3 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。

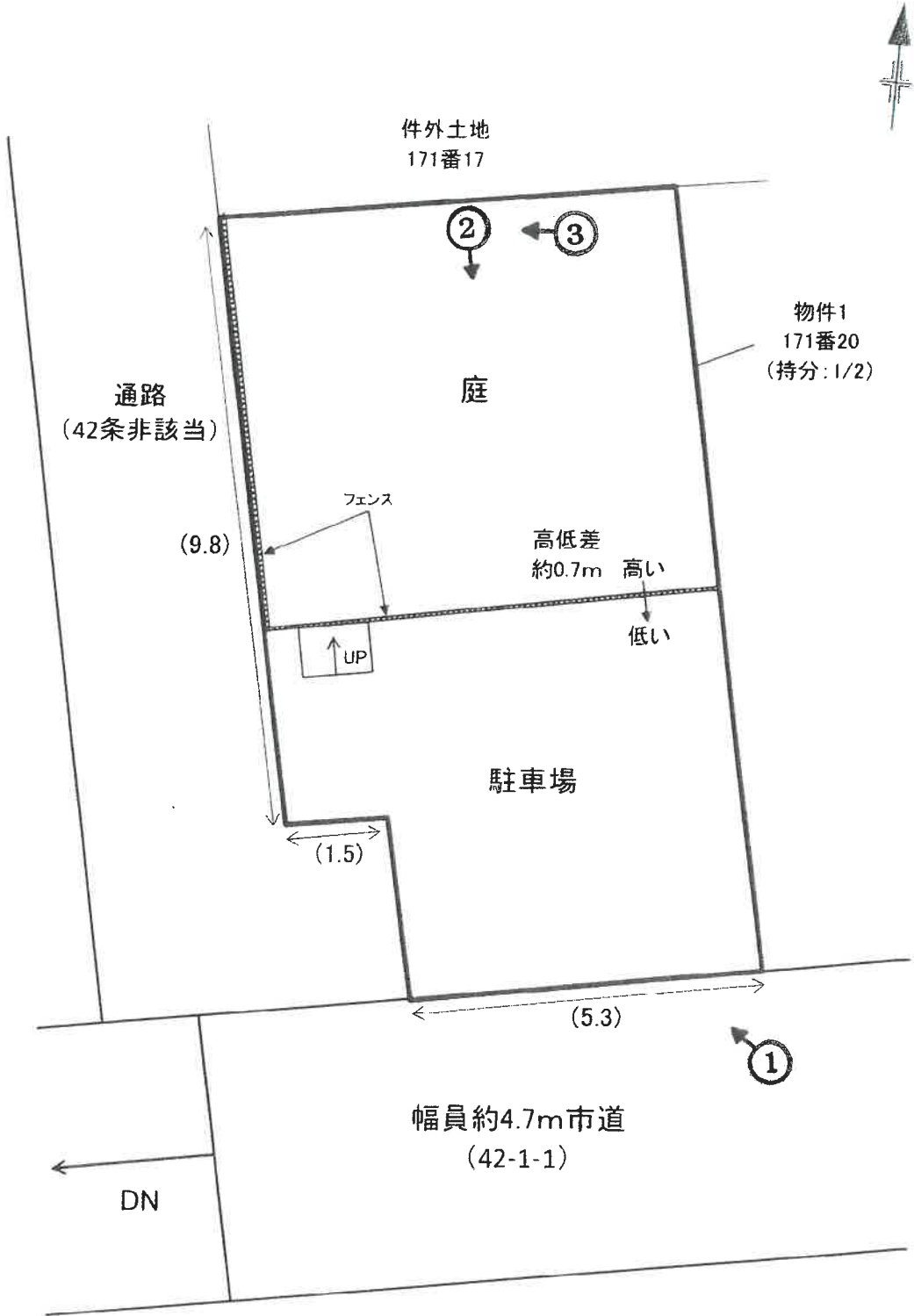
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債務者A	1 目的土地は、駐車場の1区画を貸している以外は、私と共有者Bとで使用しています。 2 目的土地南側の駐車場のうち、東側区画は、Cに貸していますが、特に契約書などは作成していません。契約内容も賃料が月9000円としている以外は特に決めていませんし、賃料の支払時期も決めていないので、適宜支払われている状況です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

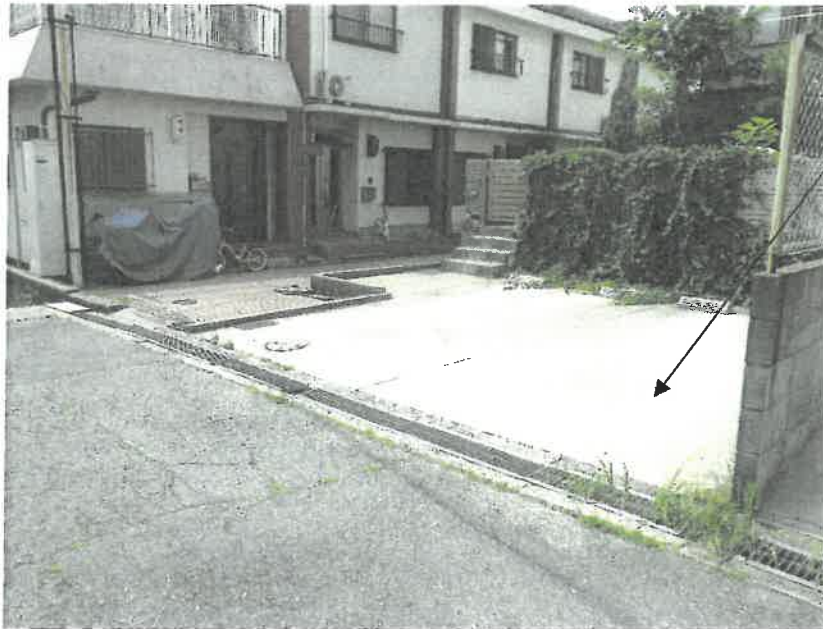
土地見取図

令和7年（又）第99号



※地積測量図等に基づく。
(単位: 約m)

(←○写真撮影場所・方向)



①

目的土地



②



③

令和7年（ヌ） 第99号
令和7年7月18日 現地調査
令和7年7月30日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土 地)

評価人 不動産鑑定士

石丸 都子

第1 評価額

物件1	金 6,810,000円
-----	--------------

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況														
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり														
番号	特 記 事 項																
1	①現地を計測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致した。形状は地積測量図と概ね一致した。なお、現地において境界杭等が見当たらず、境界が判然としない箇所が存することから、正確な現況把握及び地積の確定には隣地所有者等の関係者立会の下、専門家の測量に基づく確定を要する。 ②目的土地は、北側が件外建物（家屋番号：171番22）の庭、南側が駐車場（2区画）として利用されている（別添「土地見取図」参照）。目的土地南側の駐車場の内、東側区画は賃貸されており賃貸借契約の概要は、以下の通りである（詳細は「現況調査報告書」のとおり）。 ＜駐車場＞ <table><tr><th></th><th>賃貸人</th><th>賃借人</th><th>数量（台）</th><th>月額支払賃料（円）</th><th>保証金（円）</th><th>契約開始日</th></tr><tr><td>東側区画</td><td>所有者</td><td>C</td><td>1</td><td>9,000</td><td>0</td><td>平成28年頃</td></tr></table> ③物件1の売却対象部分は、共有持分2分の1である。				賃貸人	賃借人	数量（台）	月額支払賃料（円）	保証金（円）	契約開始日	東側区画	所有者	C	1	9,000	0	平成28年頃
	賃貸人	賃借人	数量（台）	月額支払賃料（円）	保証金（円）	契約開始日											
東側区画	所有者	C	1	9,000	0	平成28年頃											

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	北大阪急行電鉄 千里中央駅 南東方 約1,000m（道路距離） 大阪モノレール線 千里中央駅 南東方 約830m（道路距離） （別添位置図参照）			
付近の状況	一般住宅のほか共同住宅等も見られる住宅地域			
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域		
	用途地域	第1種住居地域		
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
	防火規制	法22条区域		
	その他の規制	第2種高度地区、宅地造成等工事規制区域、日影規制、立地適正化計画（一般居住誘導区域）、屋外広告物許可・禁止区域（一般制限区域）		
画地条件	規模	82.81m ²		
	形状	不整形		
	間口・奥行	間口約5.3m・奥行約12.9m（東辺）		
	高低差等	約0.7mの敷地内段差有り（別添「土地見取図」参照）		
接面道路の状況	南側	幅員約4.7m市道（建築基準法第42条1項1号）		
	接道状況	中間画地、ほぼ等高接面		
土地の利用状況等	現況	駐車場、庭		
	東側	住宅		
	西側	通路		
	南側	道路		
	北側	住宅		
供給処理施設	上水道	あり ※下記（注）参照	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。	
	ガス配管	あり		
	下水道	あり		
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。※豊中市上下水局での調査によると、目的土地の東方に存する市道に公共下水道本管が存しており、当該本管より目的土地の前面道路に私設共有管が分岐・埋設されているものと思われる。			
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写によれば、山林、畑の登記地目、個人、農林省の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、従前は白地、個人名の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。			
特記事項	特になし。			

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1（土地）

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	建付減価 オ	更地価格（円） (千円未満四捨五入) カ（ア×イ×ウ×エ×オ）
1	291,000	1.01	82.81	$\frac{1}{2}$	1.00	12,169,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 豊中-34

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $270,000\text{円}/\text{㎡} \times 102.2/100 \times 100/101 \times 100/94 \div 291,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

方位(西)+1

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.02	1.02	0.90	1.00	0.94

幅員+2 駅距離+2 居住環境等-10

イ 個別格差：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04	1.00	0.98	0.99	1.01

方位(南)+4 不整形-2 敷地内段差-1

ウ 地積：登記数量による。

エ 共有持分割合：登記による持分割合を採用した。

オ 建付減価：本件の場合不要。

2 評価額の判定

前記により求めた土地の価格に必要な応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1カ) ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
1	12,169,000	0.8	0.7	6,810,000

イ 市場性修正

目的不動産が共有持分であることによる市場性の減退を上記の通り判定した。

ウ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示 豊中-34

所 在 : 豊中市上新田2丁目862番1「上新田2-3-14」
価 格 : 270,000円/㎡
位 置 : 北大阪急行電鉄 千里中央駅 南東方 約790m（道路距離）
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 102㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 西 6.7m 市道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60％，容積率200％）
地域の概要 : 中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産評価額（令和7年度）

物件1 : 6,816,505円

第7 附属資料

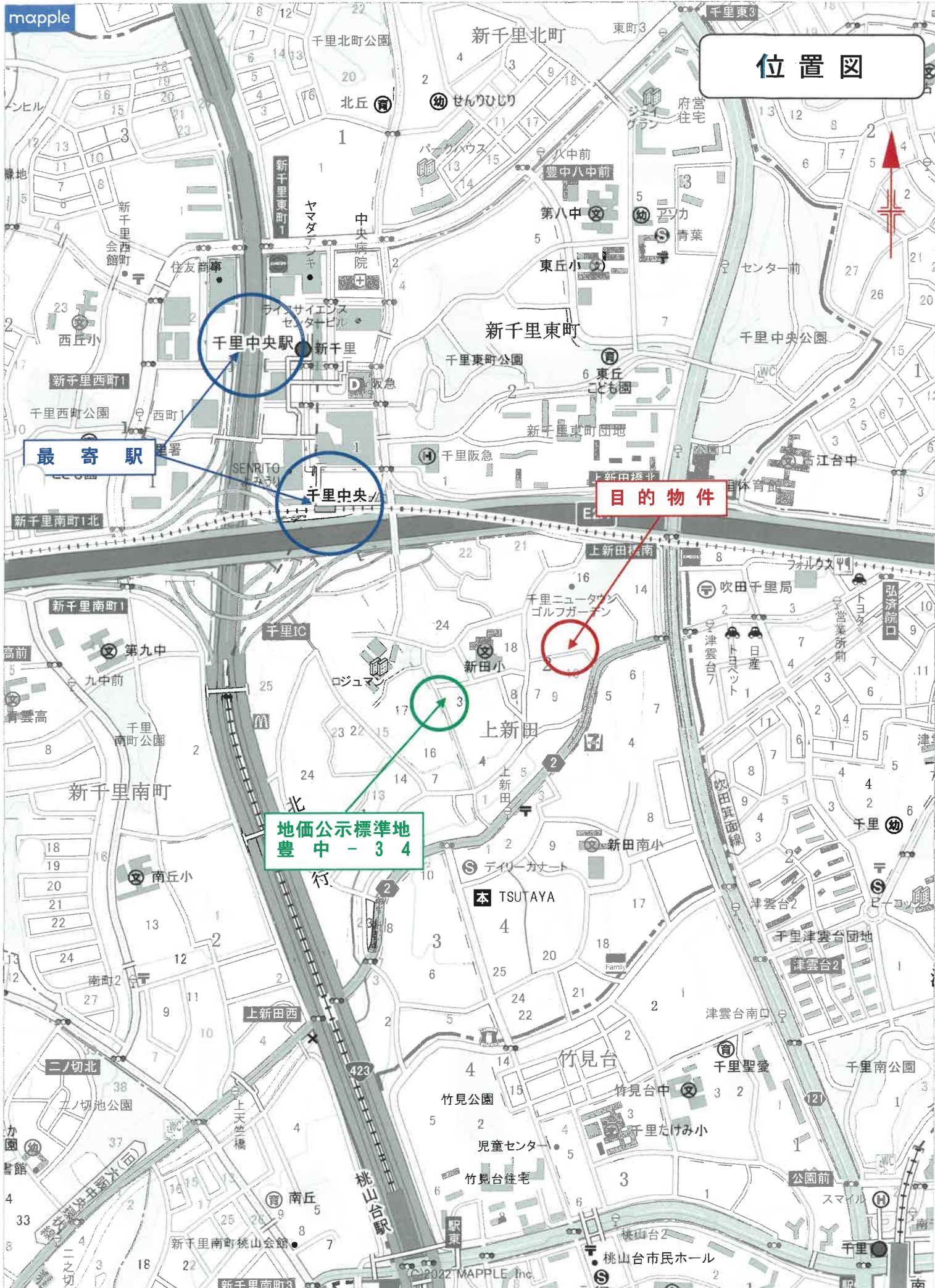
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 土地見取図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 豊中市上新田二丁目
地 番 171番20
地 目 宅地
地 積 82.81平方メートル
共有者 A 持分2分の1





1 : 10,000 相当

旺文社 Super Mapple Disital Ver. 23

公 図 (写)

ノ 1636-2 ハ 1666-6 ホ 1677-1 1 1679-1 リ 171-19 ト 171-34
 1636-5 1666-1 1678-1 171-16 171-28 171-28 171-34



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した区面です。



請求部	所在	豊中市上新田二丁目				地番	171番20		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる区面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年4月21日

大阪法務局

請求番号: 25-1

(1/2)

登記官

A3 から A4 に縮小

ヲ 1905-13
ワ 1674-10
カ 1674-7
コ 1674-4
ク 1465-2
レ 355-7
ソ 355-8
ツ 355-9
ネ 1461-4
ナ 1462-3
ラ 1493-10
ム 1493-11
ウ 1493-12
ノ 1493-7
オ 1493-8
ク 1495-4
キ 1495-6
マ 1499-2
ケ 1905-11
フ 1905-12
コ 1905-15
ニ 1907-1
テ 1907-2
ア 1461-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局池田出張所管轄)
 令和7年4月21日 大阪法務局

地積測量図 (写)

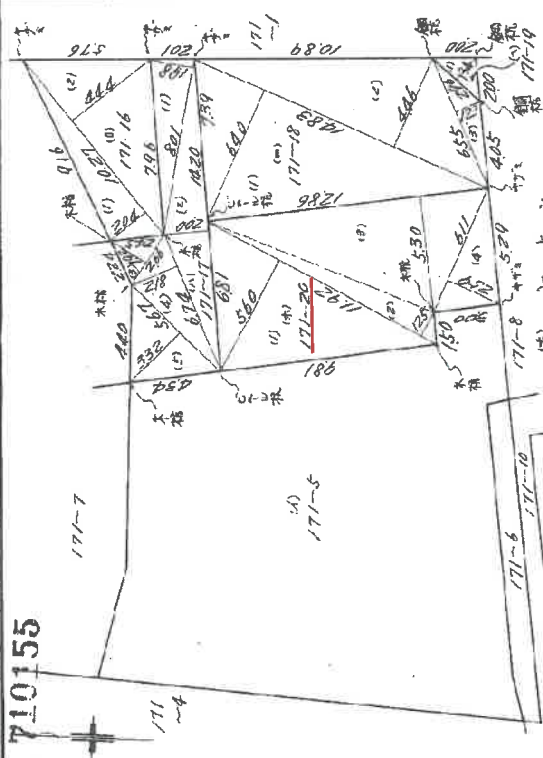
地積測量図

553.7.26

地番 171-5 後新 171-5 ~16-17 ~18-19 ~20

土地の所在 豊中市上新田2丁目

710155



171-16 求積表

(1) 10.27 x 204 = 2095.68
 (2) 10.27 x 444 = 4559.88
 計 6655.56
 面積 3327.78

171-17 求積表

(1) 8.01 x 198 = 1585.98
 (2) 14.20 x 200 = 2840.00
 (3) 2.66 x 192 = 510.72
 (4) 6.74 x 218 = 1469.32
 (5) 5.67 x 332 = 1882.44
 計 8288.46
 面積 4144.23

171-18 求積表

(1) 14.83 x 640 = 9491.20
 (2) 14.83 x 446 = 6614.18
 (3) 6.55 x 123 = 805.65
 計 16011.03
 面積 8455.515

171-20 求積表

(1) 11.92 x 560 = 6675.20
 (2) 11.92 x 125 = 1490.00
 (3) 12.86 x 530 = 6815.80
 (4) 8.11 x 254 = 2059.94
 計 16560.94
 面積 8281.47

171-19 求積表

(1) 296 x 136 = 39936
 計 39936
 面積 198.42

171-5

513.13 - 244.06 = 269.07
 面積 134.535

作製者

申請人

縮尺

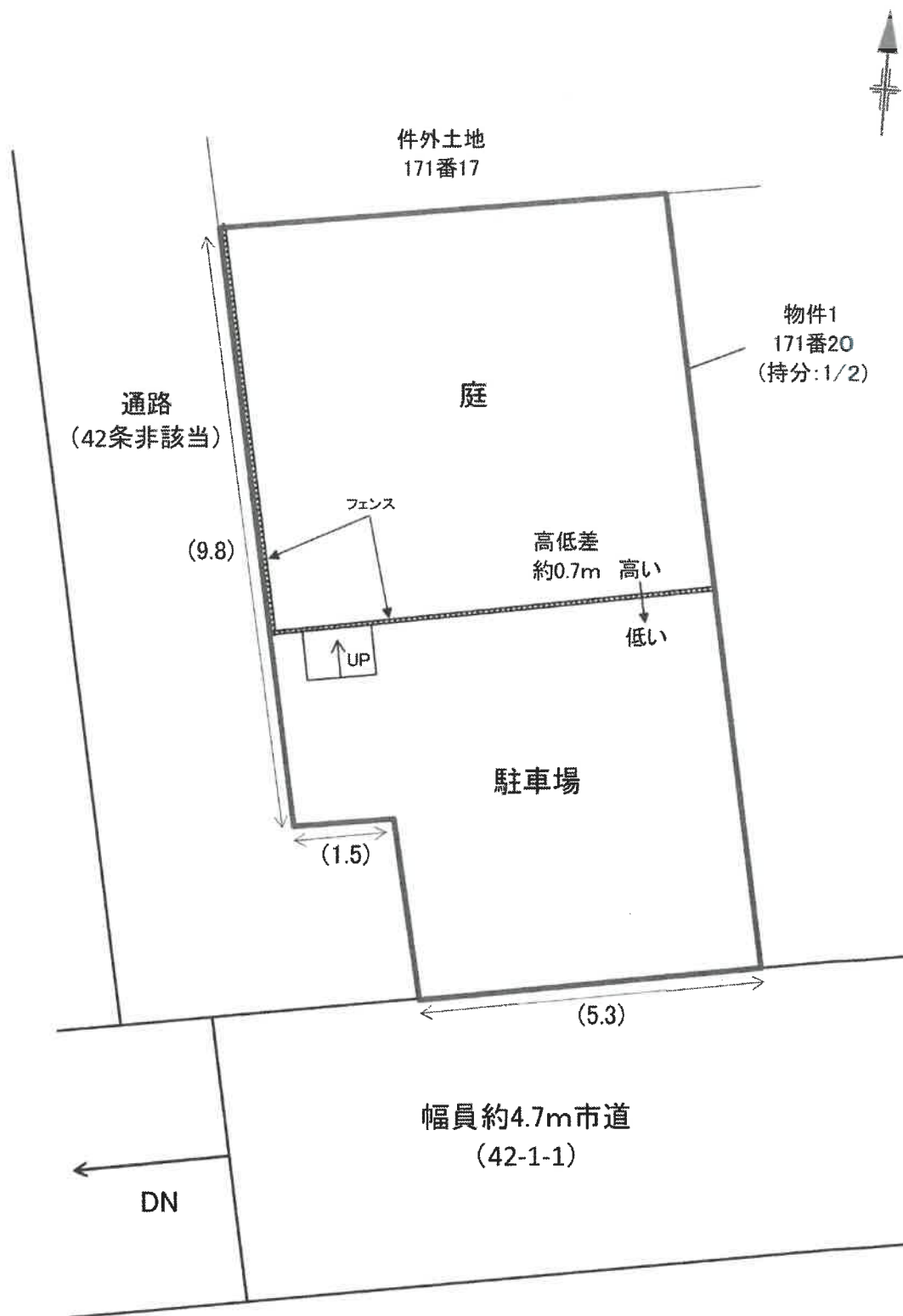
1/250

昭和53年7月25日作成

A3からA4に縮小

土地見取図

令和7年(又)第99号



※地積測量図等に基づく。
(単位:約m)